

平成30年度 九州地方整備局（土木関係）における「工事成績評価企業ランキング」及び「工事成績優秀企業」の概要について

1. 概要

【背景】

国土交通省においては、平成13年3月に請負工事成績評価要領を定め、直轄工事における施工状況や品質等に係る請負工事成績評価（以下「工事成績評価」という。）を適正に実施しております。

また、平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行され、公共工事の品質確保について企業の能力を適切に評価するとともに評価結果の活用が求められていることから「工事成績優秀企業」の認定を行っています。

(1) 国土交通省九州地方整備局では、平成29年度に引き続き工事成績評価の透明性確保と民間事業者の技術力の一層の向上を図るため、九州地方整備局において過去2カ年（平成28年4月1日～平成30年3月31日）に完成した土木工事の工事成績評価（港湾空港関係は除く）の結果を基に、当該工事を受注した企業の工事成績評価の平均点を算出し、企業の工事成績評価結果のランキングを作成したので公表します。（別紙－1）（但し、過去2カ年に3件以上完成した企業に限る）

(2) 上記(1)の結果に基づき、工事成績評価点の平均点が80点以上の企業の中から「工事成績優秀企業」として、別紙－2に示す**82社**を認定します。

「工事成績優秀企業」に認定された企業は、九州地方整備局発注の土木工事を受注した際には、中間技術検査の減免等の措置が適用できるほか、総合評価落札方式の企業施工実績の表彰と同等の取り扱いを行い、民間事業者の技術力の活用を一層図り、発注者のメリハリのついた監督・検査体制を実現していきます。

2. 「工事成績評価企業ランキング」について

下記に該当する工事の実績を3件以上有する企業を対象とします。

1) 九州地方整備局発注工事で過去2カ年（平成28年4月1日～平成30年3月31日）に完成した直轄土木工事

2) 対象工種

工事請負業者選定事務処理要領に規定された21工事種別のうち、下記の10工種を対象とする。

- ①一般土木工事、②アスファルト舗装工事、③鋼橋上部工事、
- ④セメント・コンクリート舗装工事、⑤プレストレスト・コンクリート工事、
- ⑥法面処理工事、⑦河川しゅんせつ工事、⑧グラウト工事、⑨杭打工事、
- ⑩維持修繕工事

3) 平均点

端数処理（少数第1位を四捨五入）して整数としたものを公表する。

3. 「工事成績優秀企業」について

(1) 工事成績優秀企業

「工事成績評価企業ランキング」の結果を基に、工事成績評価通知書の4. 成績評価点における①評価点の平均点が80点以上となった企業の中から、平均点が80.0点以上の企業を対象とします。

よって、「工事成績評価企業ランキング」において端数処理後の平均点が80点であっても認定されない企業もあります。

また、対象期間（平成28、29年度）内及び認定を行う日までの間に、下記の要件に該当する事案が発生した場合には、認定の対象外となります。

- ①九州地方整備局発注工事の請負工事成績評定で65点未満となった場合。
- ②九州地方整備局発注工事において、文書注意もしくは指名停止の措置を受けた場合。
- ③その他、法令遵守違反、民事再生法の申請その他不適切な行為により無効とするべきと判断した場合。

(2) 工事成績優秀企業に対する措置

工事成績優秀企業については、下記の措置について適用します。

①認定ロゴマークの使用

「工事成績優秀企業認定ロゴマーク」を「主任（監理）技術者の名札」、「企業の名刺」等に使用（印刷）することができるとともに、「建設現場への標示」に掲示することができます。（ただし、「主任（監理）技術者の名札」、「建設現場への標示」は、九州地方整備局管内で行う直轄土木工事のみ使用可能）

②中間技術検査の減免

九州地方整備局及び事務所が発注する土木工事について、原則、中間技術検査の減免を行います。（ただし、低入札価格調査制度の対象となった工事及び監督強化価格対象工事については、対象外とします。）

③総合評価落札方式での活用

九州地方整備局及び事務所が発注する土木工事における総合評価落札方式の企業能力の評価項目として活用します。

※上記②、③の適用については、10工種（公表の対象工種）による発注工事に限ります。

(3) 工事成績優秀企業に対する措置の適用期間

工事成績優秀企業の認定有効期限は、当該企業を優秀企業と認定した後、1年間（以下、「有効期限」とする。）とし、原則、当該年の8月1日～翌年7月31日の間とします。また、上記（2）「工事成績優秀企業に対する措置」の各項目の適用期間は、下記のとおりとなります。

- ・①の適用期間は、有効期限内に、工事発注の契約を行った工事について、完成時までの期間において措置を適用できるものとします。
- ・②の適用期間は、有効期限内に、工事発注の契約を行った工事について、完成時までの期限内において措置を適用できるものとします。
- ・③の適用期間は、当該年の8月1日～翌々年7月31日の間に、公告する工事について適用できるものとします。

「工事成績評定企業ランキング」及び「工事成績優秀企業」については、九州地方整備局ホームページ（http://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/hyosyo/index.html）に掲載予定です。